

薩南海岸県立自然公園の新規指定

鹿児島県自然保護課
令和3年2月8日

県立自然公園の指定等の状況

公園名	指定	変更	主な変更内容
吹上浜金峰山	S28	H4,20,30	吹上浜の乗り入れ規制，万之瀬川河口部の拡張，金峰山の編入
坊野間	S28	H15	道路改良工事等による区域境界の見直し
阿久根	S28	—	—
藺牟田池	S28	—	—
川内川流域	S39	—	—
高隈山	S52	H24	高峠を国立公園に編入
大隅南部	S52	H30	雄川の滝とその周辺を国立公園に編入
トカラ列島	H4	—	—

※吹上金峰山についてはH30年度の金峰山編入時に名称変更

自然公園を取り巻く社会状況の変化

生物多様性や地形地質に関する研究の進展，自然環境保全基礎調査などのデータの蓄積等が進み，また，社会状況が大きく変化していることから，自然公園にふさわしい自然の風景地について，改めて評価することが求められている。


【社会状況の変化】

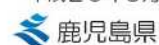
- 生物多様性等への関心や要請の高まり
- エコツーリズムによる公園利用の増加
- より深い自然体験を求める公園利用形態の増加や変化



-2-

生物多様性鹿児島県戦略
 ～新たな自然と共生する社会の実現を目指して～
 The Biodiversity Strategy and Action Plan of Kagoshima Prefecture



平成26年3月
 鹿児島県
 地球のいのち、つないでいこう
 生物多様性

テーマ2 重要地域を保全し、自然のつながりを取り戻すための取組

1 重要地域の保全

生物多様性の保全のためには、まず、鹿児島島の生物学的特性を示す生態系や多様な野生生物の生息・生育の場として重要な地域を保全していくことが必要です。しかし、現在、保護地域の指定実態などが十分ではないことから、重要な、生態系や野生生物の生息・生育の場を科学的な知見に基づいて抽出し、保護地域の指定拡大や見直しを進めるとともに、こうした保護地域における保全管理を強化していく必要があります。

<戦略的な取組>

県立自然公園総点検と生物多様性保全の観点からの自然公園の指定推進

生物多様性保全の面から現行の県立自然公園の総点検を行うとともに、新たに、生物多様性保全上重要な地域を科学的に抽出し、保護地域に指定されていない場合は、県立自然公園に指定して保全を図ります。国による国立公園、国定公園の指定と合わせて、県内の自然公園の県土面積に対する指定割合を全国平均並みに向上させるよう努めます。【再掲】

【県土面積に対する自然公園の指定割合：平成35年度までに9.4%→14.4%】

<主な取組>

(1) 自然環境保全地域等

生物多様性の保全上、極めて重要な原生的自然については、自然環境保全地域、原生自然環境保全地域や森林生態系保護地域等の各種制度による行為規制を的確に運用し、核となる生態系として維持を図ります。また、増えすぎた鳥獣などによって生態系が損なわれている場合は、必要に応じて生態系の維持回復の措置を講じます。

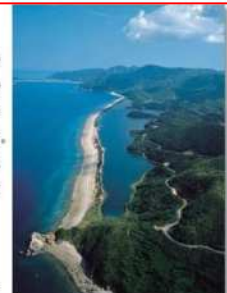


写真9-4 長目の浜（鹿児島）
国定公園化が進められている

(2) 自然公園

- ① 生物多様性保全の屋台骨である自然公園については、その特性や社会情勢等の変化を踏まえ、国等の関係機関と連携しつつ、公園区域や公園計画の見直しを行い、保全が必要な地域については、自然公園に編入・指定します。
- ② 鹿児島島の個性的な自然風景や生物多様性が損なわれることのないよう、審査基準に基づき、適切な行為規制を実施します。また、外来生物や増えすぎた鳥獣によって生態系が損なわれている場合は、必要に応じて、生態系維持回復事業などを導入し、生物

(P54)

-3-

生物多様性戦略における取組

生物多様性保全の面から、現行の県立自然公園の総点検を行うとともに、新たに生物多様性保全上重要な地域を科学的に抽出し、既存の保護地域に指定されていない場合は、県立自然公園に指定して保全を図る。



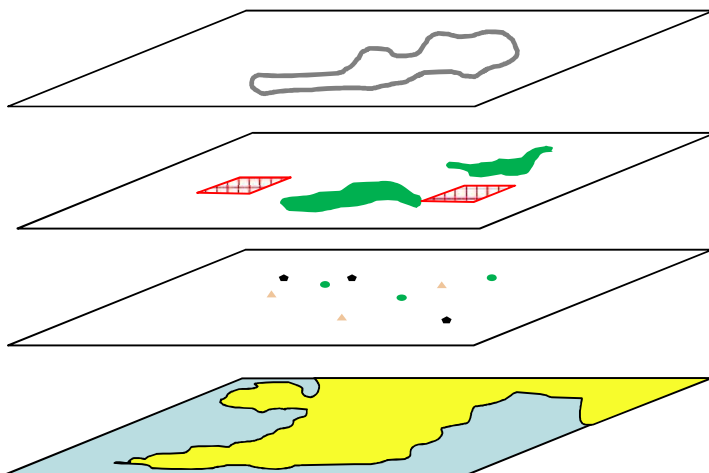
【県土面積に対する自然公園の指定割合の目標値】

平成26年度：9.4% → 令和5年度：14.4%
(令和元年度末現在：13.5%)

-4-

県立自然公園総点検

既存の保護地域や各種重要地域の分布などの科学的データをGIS（地理情報システム）ソフトを使って地図上で重ね合わせる。



①既存の保護地域
(国立、国定、県立自然公園など)

②生態系の観点で重要な地域
(植生、動物種、湖沼生態系など)

③地形地質の観点で重要な地域
(火山景観、海岸景観など)

④日本国土ほか基礎情報

ギャップ分析により、生物多様性上重要であるにも関わらず、既存の保護地域に指定されていない地域を抽出し、保全の必要性を検討。

-5-

検討地域の抽出結果

- ① 自然公園の指定対象となり得る地域の抽出
(1)三島 (2)南薩地域 (3)大隅南部 (4)種子島

- ② 見直しを検討する主な県立自然公園の抽出
(1)吹上浜 (2)トカラ列島 (3)川内川流域
(4)阿久根 (5)蘭牟田池

-6-

検討地域の抽出結果



-7-

総点検の結果を踏まえた取組

平成29年度に、自然公園の指定対象となり得る4つの地域のうち既存の県立自然公園の見直しが必要な地域と重複している**南薩地域**をモデル地域として選定し、詳細調査を実施。



平成30年度末に金峰山を吹上浜県立公園に編入し、名称を「吹上浜金峰山県立自然公園」に変更。

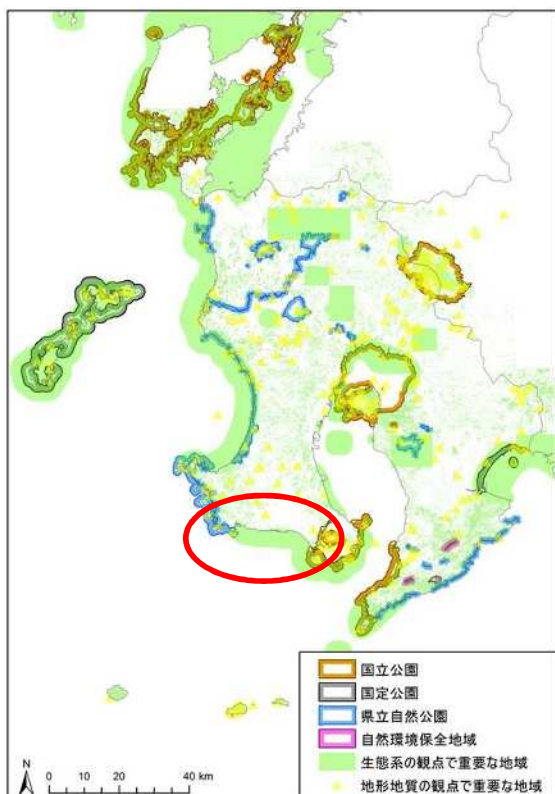
他の地域については、地元の意向等を踏まえ、詳細調査の実施等について検討。



令和元年度に坊野間県立自然公園区域の見直しと、南薩における新たな県立自然公園の指定を検討し、作業に着手。

-8-

薩南海岸県立自然公園の新規指定について



平成28年度

県立自然公園総点検 実施

＜南薩地域の評価＞

- ・優れた海岸景観
- ・海岸沿いに歩くシーホーク
- ・ハチジョウシュスランなどの希少種が生育

平成30年度

新規指定に向け、公園計画書及び公園区域の素案作成

令和元年度

関係市町村との調整、公園区域案の作成、地元説明会の開催

令和2年度

県立自然公園の新規指定（予定）

-9-

薩南海岸県立自然公園の新規指定のポイント

風景型式：南薩地域における火山活動と浸食作用によって形成された特異な地形・地質及び多様な自然環境，さらにその恩恵を授かる一方で，厳しい環境に対しても向き合ってきた人々の営みがつくり出した日常の風景

景観要素：環状岩礁，波食棚，砂浜，河口干潟，茶畑，鯉節燻製の香り，防潮・防風林，海岸風衝林，クロマツ林

テーマ：火山が生んだ海岸地形と人々の営みと自然がもたらす里地・里山・里海風景 ～伊能忠敬が称賛した天下の絶景～

名称：薩南海岸県立自然公園

-10-

薩南海岸県立自然公園の主な景観

良好な海岸景観と大野岳，里地・里山・里海の風景

環状岩礁（番所鼻）



熔結凝灰岩の岩礁（白沢）



大野岳



大野岳周辺の茶畑



クロマツ防風林



瀬平公園からの眺望



-11-

薩南海岸県立自然公園の概要①



溶結凝灰岩の岩礁にふちどられている枕崎市の海岸は、浸食作用による波食棚や環状岩礁など、特異な地形が形成されている。

この地域の海岸の良好な風致景観を保護するため、海岸部と背後にある樹林帯を第2種特別地域、隣接する耕作地と地先海域1kmをとする。

-12-

薩南海岸県立自然公園の概要①

枕崎市板敷南町から仁田浦町にかけての海岸部



枕崎市白沢東町の海岸部



-13-

薩南海岸県立自然公園の概要②



南九州市知覧町塩屋から穎娃町別府に至る海岸は、波食棚や環状岩礁などが見られるほか、海岸部には県の準絶滅危惧種に指定されているオキナワチドリやハチジョウシュスランなど保護上重要な種が生育しており、海岸景観と重要な種を保護するため、海岸部と背後にある樹林帯を第2種特別地域、隣接する耕作地と地先海域1kmを普通地域とする。

-14-

薩南海岸県立自然公園の概要②

釜蓋神社



番所鼻



シーホークウォーク



オキナワチドリ (環Ⅱ, 県準)



ハチジョウシュスラン (県準)



-15-

薩南海岸県立自然公園の概要③



南九州市穎娃町別府から穎娃町郡までの海岸部の良好な海岸景観を保護するため、海岸部を第2種特別地域、背後の樹林帯や耕作地を普通地域とする。

また、番所鼻をはじめとする海岸部からの開聞岳の眺望景観を維持するため、釜蓋神社から霧島錦江湾国立公園の普通地域の南西端までを結ぶ線から汀線の間を普通地域（海域）とする。

薩南海岸県立自然公園の概要③

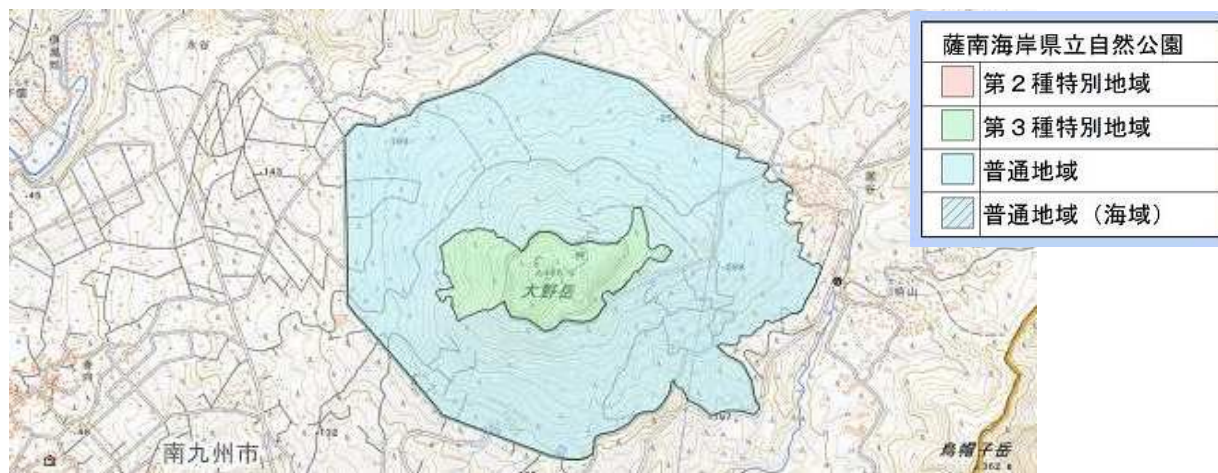
瀬平公園から見た開聞岳



瀬平公園から見た番所鼻



薩南海岸県立自然公園の概要④



標高466mの孤立峰である大野岳は、山頂の展望所から西に薩摩半島南部の海岸、南に開聞岳、東に池田湖が眺望できる360度のパノラマ景観が広がっており、良好な展望地となっている。また、山麓には当該地域特産の茶畑が広がっている。

周辺の様々な場所から大野岳を見ることが可能である。良好な景観を保護するため、山頂付近の常緑二次林や二次草原を主体とする市有林を第3種特別地域、その周囲を普通地域とする。

-18-

薩南海岸県立自然公園の概要④

大野岳



大野岳から見た池田湖と開聞岳



大野岳から見た山麓の茶畑と薩摩半島南部の海岸



-19-

薩南海岸県立自然公園の新規指定について

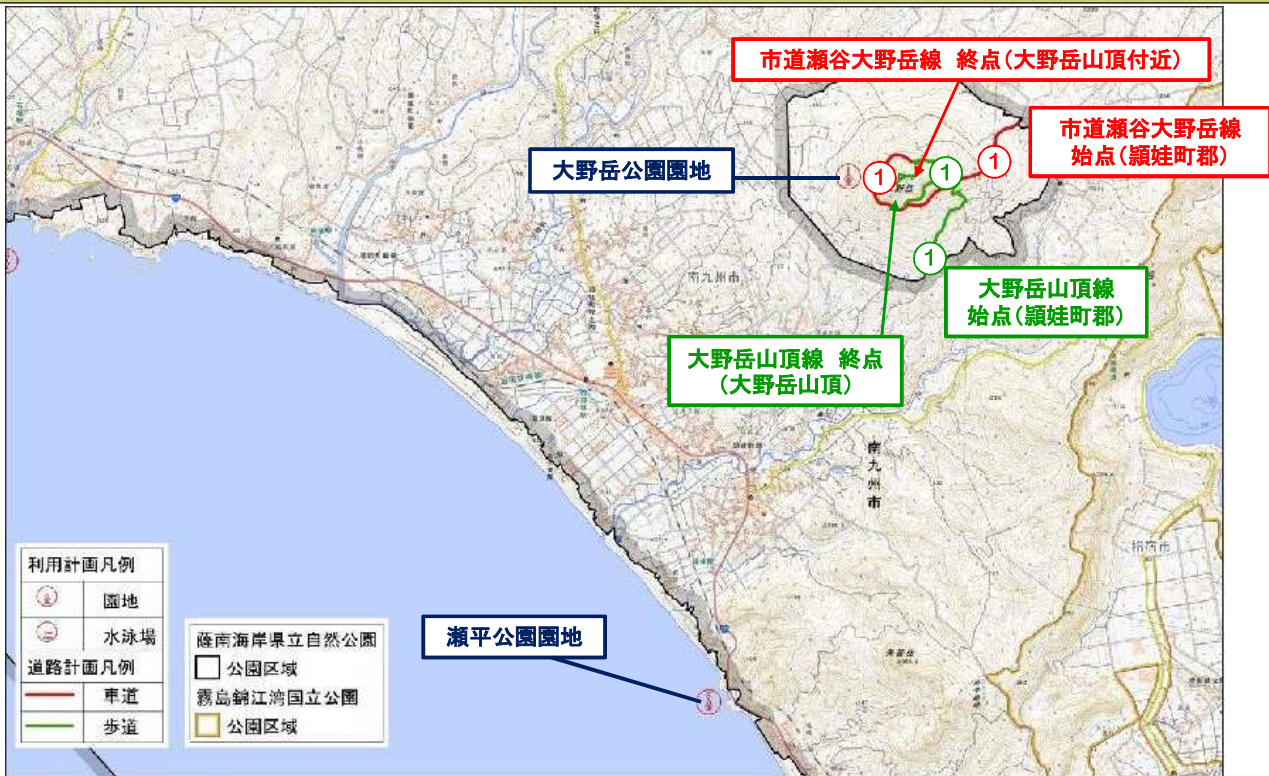


枕崎市の赤崩鼻から南九州市穎娃町郡に至る海岸部分（地先海域を含む）と大野岳を公園区域に指定。

県立自然公園内の地種区分

強 規制	許可制	第1種 特別地域 ◆厳正な規制 （学術研究その他公益上必要な場合以外は不許可）
	許可制	第2種 特別地域 ◆標準的規制 （通常の農林漁業活動に伴う施設や住居など 公園区域住民の日常生活に必要な施設は原則許可 ／2haを超える伐採は択伐）
	許可制	第3種 特別地域 ◆農林漁業活動を優先 （工作物については第2種とほぼ同じ／木竹の皆伐が可能）
弱	届出制	普通地域 ◆上記地域を保護するための緩衝地域 （風景保護のために必要な限度において、行為の禁止、制限又は必要な措置を命令することが可能／ 海域では船舶の係留施設や海面上5mを越える工作物などを新築・改築・増築する場合は届出が必要）

薩南海岸県立自然公園の概要⑤



-22-

薩南海岸県立自然公園の概要⑤

大野岳公園山頂展望所から見た開聞岳・池田湖・海岸線



瀬平公園から見た開聞岳



大野岳山頂線



-23-

薩南海岸県立自然公園の概要⑤



薩南海岸県立自然公園の概要⑤

御茶屋の場公園からみた
開聞岳と日の出



シーホーウォーク



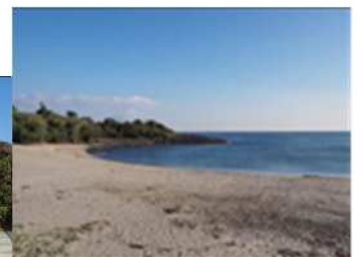
番所鼻自然公園からみた開聞岳



戸柱公園からみた開聞岳



松ヶ浦シーサイド
パーク水泳場



新規指定内容のまとめ

指定の内容	位置	面積	備考
公園区域	枕崎市（赤崩鼻～白沢東町の海岸部）	73ha	陸域
	南九州市（知覧町塩屋～穎娃町郡の海岸部，大野岳）	416ha	陸域
	計	489ha	
	枕崎市及び南九州市の地先海面の一部	4,431ha	海域
保護規制計画	枕崎市（赤崩鼻～白沢東町の海岸部）	73ha	第2種24ha，普通49ha
	南九州市（知覧町塩屋～穎娃町郡の海岸部，大野岳）	416ha	第2種80ha，第3種28ha，普通308ha
	計	489ha	第2種104ha，第3種28ha，普通357ha
	枕崎市及び南九州市の地先海面の一部	4,431ha	海域（普通）

-26-

新規指定内容のまとめ

計画の内容	施設の区分	地域	種類	備考
利用施設計画	単独施設	南九州市穎娃町郡	園地	大野岳公園
		南九州市知覧町南別府	水泳場	松ヶ浦シーサイドパーク
		南九州市知覧町塩屋	園地	御茶屋の場公園
		南九州市穎娃町別府	園地	戸柱公園
		南九州市穎娃町別府	園地	番所鼻自然公園
		南九州市穎娃町郡	園地	瀬平公園
	道路	南九州市穎娃町郡	車道	市道瀬谷大野岳線
		南九州市穎娃町郡	歩道	大野岳山頂線
		南九州市穎娃町別府	歩道	シーホークウォーク

-27-

新規指定における意見募集等の結果

R1.11月	関係市への事前説明（反対意見なし）
R1.11月	庁内関係課への事前説明（反対意見なし）
R2. 1月～2月	地元説明会の開催
R2. 5月	公園区域図及び公園計画書（原案）を環境省に提出（意見なし）
R2. 5月～12月	国の関係地方行政機関から意見を聴取（意見なし）
R2. 5月～12月	関係市へ意見照会（全市同意）
R2.12.16 ～R3.1.21	パブリック・コメントの実施（意見提出なし）
R3. 1月	県土地対策担当部局との調整
R3. 2月	国の関係地方行政機関と協議（全機関同意）

-28-

地元説明会の概要

【新規指定に関する地元説明会の概要】

期 間： R2.1.7～R2.2.19

開催数： 関係市の計9会場で開催

参加者： 漁協関係者，地域住民，地域おこし団体関係者，
神社関係者，関係市 計90名

説明内容： ①自然公園制度の概要
②県立自然公園総点検の概要
③薩南海岸県立自然公園の概要や公園区域，
保護規制区域案
④公園内で許可・届出が必要な行為及び手続き
⑤県立自然公園指定の効果と県の取組 など

-29-

地元説明会の概要

【地元説明会での質疑や出された意見等】

- 特別地域及び普通地域の規制と許可・届出手続きに関する質疑
- 普通地域（海域）の設定による漁業活動に対する影響に対する懸念
- 災害復旧工事等，防災対策事業への支障に対する懸念
- SUP等の自然体験活動やイベント実施への支障に対する懸念
- 景観保全の観点から県立自然公園指定への賛意



- 規制内容と必要な許可・届出手続きの説明と併せて地域住民の生活に必要な施設や防災対策事業等への支障はないこと
- 普通地域（海域）の設定により洋上風力発電施設等の設置を抑止できること
- 自然体験活動やイベントは指定後の利用促進のため有益であるので，活動の継続や実施は問題ないこと 等を説明



新規指定に対する反対意見はなかった。

-30-

今後のスケジュールについて

時期	内容
R3. 3～4	公園区域及び公園計画の告示

-31-